

税に関する相談をするには /情報公開や個人情報の開示を請求するには



税金のことで
相談したい
のですが…



電話相談・面接相談・ホームページ(タックスアンサー)

一般的なご相談は電話にてお受けしています。
面接相談は事前予約制により十分な面接時間を設けています。
国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

お気軽に電話相談センターへ

納税者の皆様の国税に関する一般的な相談について、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

〈電話相談センターのご利用方法〉

- ①最寄りの税務署に電話する。
- ②音声ガイダンスに従って、番号「1」(電話相談センター)を選択する。
- ③音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
- ④担当の相談官(国税局の職員)がお答えします。
注1:ガイダンスの途中でも番号の選択ができます。
注2:「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トーン切り替えボタン」(*や#など)を押してから選択してください。

税務署でのご相談は事前にご予約を

- 税務署では、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、面接にて相談を受け付けています。
- 面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等を予約いただいています。
注:予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。
なお、税金の納付相談や確定申告における申告書作成会場へお越しただく際には、事前の予約は必要ありません。

タックスアンサー(よくある税の質問)

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

右のコードから
アクセスできます。



情報公開を
求めたい
のですが…



情報公開・個人情報の開示の請求

行政機関が保有している行政文書の情報公開を請求できます。
また、自分の個人情報の開示を請求できます。

行政文書の情報公開・個人情報の開示の請求

行政文書の情報公開又は自分の個人情報の開示は、次の方法で請求することができます。

①開示請求書の提出

行政文書の情報公開は「行政文書開示請求書」に、また、行政機関の保有する個人情報の開示は「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記載して、情報公開・個人情報保護窓口に直接提出又は送付してください。

注1:開示請求手数料の納付が必要となります(行政文書1件について300円/保有個人情報記録されている行政文書1件について300円)。

注2:各開示請求書は、国税庁ホームページの「情報公開」又は「個人情報の保護」からダウンロードできます。

注3:自分の個人情報の開示を請求する場合は、本人確認書類が必要となります。

②開示決定等の通知

開示請求書の提出から、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、開示請求者に通知されます。

③開示の実施(開示対象文書の受取)

開示決定等の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示の実施方法を選択して情報公開・個人情報保護窓口に書面を提出し、開示の実施(開示対象文書を受け取る旨)を申し出てください。

注1:開示実施手数料の納付が必要となる場合があります(行政文書の情報公開の場合のみ)。

注2:決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して審査請求をすることができます。